

# 令和5年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項

## 1 総則

令和5年度地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

## 2 業務内容

本事業の内容は、別添1「地域雇用活性化推進事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添2「地域雇用活性化推進事業委託要綱」とおりとする。

## 3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。  
(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」

の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) その他以下の条件を満たすこと。

ア 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に規定する自発雇用創造地域である市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は雇用保険法施行規則第140条第2号の厚生労働大臣が指定する地域（平成31年厚生労働省告示第141号）の市町村及び当該地域内で活動する経済団体等を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

ウ 令和5年4月24日（月）までに地域を管轄する労働局に対し、事業構想提案の意思表示を行い、企画書提出までに労働局が委嘱する地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザーによる事業構想提案書の確認を原則受けていること。

エ 令和2年度に採択され、令和2年度から令和4年度までに活性化事業を実施した協議会の構成員であった市町村を構成員としている協議会については、（ア）又は（イ）のいずれかの条件を満たすこと。

（ア） 令和2年度から令和4年度に実施した活性化事業全体の実績において、令和2年度地域雇用活性化推進事業「地域雇用活性化推進事業に係る企画書提案のための仕様書」別紙2「事業継続可否の判断基準」（以下「別紙2」という。）において、事業廃止の基準であるアウトプットの目標に対する実績が50%未満の個別メニューが事業全体の30%以上（以下「事業廃止基準」という。）、に該当しないこと。ただし、令和2年度実績においては、別紙2に照らし廃止相当の基準であるアウトプットの目標に対する実績が50%未満の個別メニューであるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会により継続が認められた個別

メニューの計画数及び実績を除外して算出することができるものとする。

(イ) 令和4年度に実施した活性化事業の実績において、事業廃止基準に該当しないこと。

#### 4 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

(1) 令和5年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局職業安定部職業対策課

担当：長嶺 実

電話：098-868-3701（内線1638）

募集要項は、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

(2) 募集要項の交付期間

令和5年4月7日（金）9時30分～令和5年6月2日（金）17時

(3) 募集要項に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課 地域雇用指導係

電子メール [kasseika-team@mhlw.go.jp](mailto:kasseika-team@mhlw.go.jp)

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

イ 問い合わせの受付期間

令和5年4月7日（金）9時30分～令和5年5月26日（金）17時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和5年5月31日（水）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(掲載場所URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17721.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17721.html)

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○地域雇用対策

○地域雇用活性化推進事業

○地域雇用活性化推進事業の実施地域の募集について

・募集要項

・地域雇用活性化推進事業の企画競争に関するQ&A

## 5 企画競争に係る説明会の開催

### (1) 日時

令和5年4月20日(木) 13時00分

### (2) 場所

オンライン

### (3) 出席人数

1地域当たり1端末までとする。

### (4) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和5年4月13日(木) 15時までに上記4(3)アのメールアドレスに申し込むこと(期限厳守)。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号・メールアドレスを記載すること。本文に記載されたメールアドレスにオンラインでの参加方法に関する内容を送付する。

## 6 企画書、提出期限等

### (1) 企画書

※ すべてA4版の用紙に両面印刷とする。

	書類名称	様式	提出者	部数	備考
①	企画競争参加申込書	募集要項別紙1	全提出者	原本1部	
②	事業構想概要図	仕様書様式第1号	全提出者	原本1部 写し10部	
③	事業構想提案書 (別紙1～9含む)	仕様書様式第2号	全提出者	原本1部 写し10部	
④	事業構想必要経費概算書、 年度別契約額と割合確認	仕様書様式第3号	全提出者	原本1部 写し10部	活性化事業を実施するために必要な経費のすべての額を記載した内訳書。
⑤	必要経費の根拠を示す資料 (10万円を超える高額な経費)	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書8(4)ア参照。
⑥	事業の一部を再委託する 予定の場合の理由書	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書5(2)参照の上、再委託が必要な理由を記載すること。
⑦	事業の一部を国から協議 会以外の団体に直接委託 を予定している場合、 当該団体の概要資料及び 直接委託の要件に該当す る旨を記述した資料	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書5(3)参照の上、直接委託の要件に該当する旨を記載すること。
⑧	協議会規約	仕様書様式第4	全提出者	原本1部 写し4部	設立準備会の場合は案で可。

		号			
⑨	会計事務取扱規程	仕様書 様式第5 号	全提出者	原本1部 写し4部	設立準備会の場合は案で可。
⑩	ワーク・ライフ・バランス 等の推進に関する指標を 評価する資料	任意	該当地域	原本1部 写し4部	・女性活躍推進法・次世代法に 基づく認定（えるぼし認定、く るみん認定等）に関する基準適 合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法（ユースエー ル認定）に関する基準適合事業 主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般 事業主行動計画策定届
⑪	誓約書	募集要項 別紙2-1 及び2-2	全提出者	原本各1部 写し各4部	
⑫	適合証明書	募集要項 別紙3	全提出者	原本1部 写し4部	
⑬	地域雇用活性化推進事業 実績報告書（アウトプット 実績）	募集要項 別紙4	該当地域	原本1部 写し4部	令和2年度に採択され、令和2 年度から令和4年度までに活 性化事業を実施した協議会の 構成員であった市町村を構成員 としている協議会のみ対象

(2) 提出期限等

令和5年6月2日（金）17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとし、上記4（1）まで直接提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記4（1）宛てに企画書の提出期限までに必着で送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）を開催する。

日時 令和5年7月中旬～8月中旬の間を予定

詳細な時間は、提出者に個別に連絡する。

場所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

オンラインでのプレゼンテーションを予定しているが、実施方法等詳細については、提出者に個別に連絡する。

(4) 不備があった場合等の取扱い

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある企画書は受理せず無効とする。

また、一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、参加者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った参加者が受領

期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

なお、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

#### (5) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

エ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 7 評価の実施

- (1) 「地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について」（別添3）、「地域雇用活性化推進事業企画書採点基準」（別添3別紙）に基づき、提出された企画書について、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課が設置する「地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会」（以下「事業選抜・評価委員会」という。）が評価を行い、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

- (2) 評価結果は、支出負担行為担当官沖縄労働局総務部長から企画書の提出者に遅滞なく通知する。

なお、選抜された企画書に対して、事業選抜・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

### 8 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官沖縄労働局総務部長は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

【様式等】

別紙1 企画競争参加申込書

別紙2 誓約書

別紙3 適合証明書

別紙4 地域雇用活性化推進事業実績報告書（アウトプット実績）

別添1 地域雇用活性化推進事業に係る企画書作成のための仕様書

別紙 1 アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項

別紙 2 事業継続可否の判断基準

別紙 3 地域雇用活性化推進事業に関するQ&A

別紙 4 情報セキュリティ要求仕様

様式第1号 事業構想概要図

様式第2号 事業構想提案書

様式第3号 事業構想必要経費概算書、年度別契約額と割合確認

様式第4号 協議会規約

様式第5号 会計事務取扱規程

様式第6号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】  
参加申込書 様式例

様式第7号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】受講申込書 様式例

様式第8号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】  
利用者アンケート調査票 様式例

様式第9号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】利用者アンケート調査票  
様式例

様式第10号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】  
アウトプット・アウトカム名簿 様式例

様式第11号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】  
アウトプット・アウトカム名簿 様式例

別添2 地域雇用活性化推進事業委託要綱

別添3 地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について

別紙 地域雇用活性化推進事業企画書 採点基準

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
 沖縄労働局 総務部長 殿

協議会名  
 代表者職氏名

## 企画競争参加申込書

「令和 5 年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項」を承諾のうえ、下記のとおり企画競争に参加いたします。

### 記

件名：令和 5 年度地域雇用活性化推進事業

提出資料：

	書類名称	チェック欄 ※提出書類に○ を記載
①	企画競争参加申込書	
②	事業構想概要図	
③	事業構想提案書（別紙 1～9 含む）	
④	事業構想必要経費概算書、年度別契約額と割合確認	
⑤	必要経費の根拠を示す資料（10 万円を超える高額な経費）	
⑥	事業の一部を再委託する予定の場合の理由書	
⑦	事業の一部を国から協議会以外の団体に直接委託を予定している場合、 当該団体の概要資料及び直接委託の要件に該当する旨を記述した資料	
⑧	協議会規約	
⑨	会計事務取扱規程	
⑩	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	
⑪	誓約書	
⑫	適合証明書	
⑬	地域雇用活性化推進事業実績報告書（アウトプット実績）	

#### 【担当者】

所 属：  
 役 職：  
 氏 名：  
 T E L：  
 F A X：  
 E-mail：



## 競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- 4 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- 5 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 6 契約締結後、当協議会又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 7 前記1から6について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局 総務部長 殿

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

私

当協議会 は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)  
社名又は代表者名

※協議会構成員の代表者の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員等名簿

協議会名：

---

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄労働局 総務部長 殿

協議会名

代表者職氏名

## 適合証明書

当協議会は、令和 5 年度地域雇用活性化推進事業に係る企画競争に参加するに当たり、下記の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

### 記

- 1 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- 2 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。
- 4 その他以下の条件を満たすこと。
  - (1) 地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）に規定する自発雇用創造地域である市町村（特別区含む。以下同じ。）又は雇用保険法施行規則第 140 条第 2 号の厚生労働大臣が指定する地域（平成 31 年厚生労働省告示第 141 号）の市町村及び当該地域内で活動する経済団体等を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。
  - (2) 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。
  - (3) 令和 4 年 4 月 24 日（月）までに地域を管轄する労働局に対し、事業構想提案の意思表示を行い、企画書提出までに労働局が委嘱する地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザーによる事業構想提案書の確認を原則受けていること。
  - (4) 令和 2 年度に採択され、令和 2 年度から令和 4 年度までに活性化事業を実施した協議会の構成員であった市町村を構成員としている協議会については、(ア) 又は (イ) のいずれかの条件を満たすこと。
    - (ア) 令和 2 年度から令和 4 年度に実施した活性化事業全体の実績において、令和 2 年度

地域雇用活性化推進事業「地域雇用活性化推進事業に係る企画書提案のための仕様書」別紙2「事業継続可否の判断基準」（以下「別紙2」という。）において、事業廃止の基準であるアウトプットの目標に対する実績が50%未満の個別メニューが事業全体の30%以上（以下「事業廃止基準」という。）、に該当しないこと。ただし、令和2年度実績においては、別紙2に照らし廃止相当の基準であるアウトプットの目標に対する実績が50%未満の個別メニューであるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会により継続が認められた個別メニューの計画数及び実績を除外して算出することができるものとする。

(イ) 令和4年度に実施した活性化事業の実績において、事業廃止基準に該当しないこと。